

東北公益文科大学の研究活動における利益相反マネジメントに関する取扱要綱

令和8年4月1日

研究活動推進委員会

(目的)

第1条 この要綱は、東北公益文科大学（以下「本学」という。）の研究者等が研究活動を行う上での利益相反マネジメントについて必要な事項を定め、本学の研究活動及び産学官連携活動等を適正かつ円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「研究者等」とは、次に規定する者をいう。

ア 本学の教職員のうち研究活動及び産学官連携活動等を行う者

イ 本学の教職員が行う研究活動及び産学官連携活動等に参画する本学の学生、大学院生

ウ その他研究活動推進委員会が指定する者

(2)「産学官連携活動等」とは、企業等との間で行う研究活動（共同研究・受託研究）、技術移転（実施許諾・権利譲渡・技術指導）、研究者等の兼業、研究助成金・寄附金の受入れ、施設・設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。

(3)「利益相反」とは、次に規定するものをいう。

ア 個人としての利益相反 研究者等が個人として産学官連携活動等から得る利益と、研究者等としての職務上の責務が両立できない状況又は両立できても社会から理解を得られないおそれのある状況

イ 責務相反 研究者等としての職務上の責務と産学官連携活動等における責務が両立できない状況又は両立できても社会から理解を得られないおそれのある状況

(4)「企業等」とは、企業、国もしくは地方公共団体の行政機関またはその他の団体をいう。

(5)「利益相反マネジメント」とは、利益相反が生じることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うこと及び利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、利益相反の発生が懸念される場合は、第8条に規定する相談窓口相談する等、利益相反の回避に自ら努めなければならない。

(利益相反マネジメントの対象)

第4条 利益相反マネジメントの対象は、研究者等が産学官連携活動等において次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 企業等から報酬、株式等何らかの経済的利益を得ている場合

(2) 企業等へ自らの発明等に移転しあるいは使用許諾する場合

(3) 企業等から寄附金、設備・備品の供与を受ける場合

(4) その他、企業等から何らかの便益を供与されている場合、もしくは供与が想定される場合

(利益相反マネジメント体制)

第 5 条 利益相反マネジメントに関する重要事項は、研究活動推進委員会（以下、「委員会」という。）が審議する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る学内規則の整備に関する事項
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- (3) 利益相反に係る調査、審査及び改善要請に関する事項
- (4) 本学内外からの利益相反の指摘に係る対応に関する事項
- (5) 利益相反に係る研究者等からの質問及び相談への対応及び必要な助言又は指導に関する事項
- (6) 利益相反マネジメントに係る教育及び研修に関する事項
- (7) その他利益相反マネジメントに関する重要事項

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

4 委員会は、審議の結果、利益相反のリスクが懸念される場合に学長に報告を行う。

5 学長は、委員会の報告を受け、利益相反のリスクの有無について判断を行う。リスクがあると判断した場合には、委員会に研究者等に対する指導を指示する。

（自己申告）

第 6 条 研究者等は、第 4 条の利益相反マネジメントの対象に該当する事象が発生した場合は、所定の自己申告書をすみやかに委員会に提出しなければならない。

（事務）

第 7 条 利益相反マネジメントに関する事務は、関係部署等の協力を得て、研究支援室が行う。

（相談窓口の設置）

第 8 条 利益相反に関する相談等に対応するため、研究支援室に相談窓口を置き、相談等を受け付けた場合は、必要に応じて委員会に報告する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。